

仕様書(案)

- 1 契約件名 「市民防災の日」を契機とした防災意識啓発および防災アプリ普及促進広報業務委託
- 2 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- 3 履行場所 市長室広報戦略室広報戦略課

4 委託の目的

本市では、平成17年3月20日に発生した福岡西方沖地震の記憶と経験を風化させないため、この日を「市民防災の日」と定め、毎年自主媒体等で市民向けに広報活動や講演会などの啓発事業を実施している。

今年度は、地震から20年という大きな節目を迎えるタイミングであり、地震の記憶を振り返ることで、その教訓を次世代へ継承し、改めて災害を「自分ごと」として考えることが重要であり、この機を捉え、市民の防災意識の浸透とその向上を図るもの。特に、災害時の迅速かつ適切な避難行動が可能となるように、避難生活を支援する本市防災アプリ『ツナガル+ (プラス)』(以下「防災アプリ」という。)のさらなる普及促進に繋げる目的で本業務委託を実施する。

▼防災アプリ『ツナガル+』

近くの避難所の表示、避難所へのルート案内、市への支援要請など、災害時の避難行動、避難生活を支援するアプリ

5 業務内容

(1) 新聞広告

下記①、②において新聞広告を実施すること。なお、防災アプリの二次元コードを配置すること。

① 掲載紙

- ・西日本新聞
- ・読売新聞
- ・朝日新聞
- ・毎日新聞

② 掲載日 令和7年3月20日 朝刊

(2) WEB 広告

下記期間において最も効果的な媒体を使用してWEB 広告を実施すること。併せて、広告ターゲットの属性に応じたアプローチ効果のある取組みを提案し、目標設定および効果測定を行うこと。

- ・掲載期間:令和7年3月20日を含む効果的な期間

(3) まちなかにおける PR

天神や博多など、人の往来が多い街中や公共交通機関での高い視認性を活かし、高い広告効果の見込まれる掲出先を選定し、目につきやすいデザインで広範な接触機会を図る PR を実施すること。

- ・掲載期間:令和7年3月20日を含む効果的な期間

(4) 記事および広告デザイン制作等

発注者が提供する情報(記録・写真・図など)や受注者において調達する写真・イラストなどをもとに、下記特記事項や実施要領を踏まえて、上記(1)から(3)に関する記事原稿、イラスト、レイアウト、タイトルの作成・校正および広告デザインを制作すること(企画、編集、制作、各広告掲出に係る事務等含む)。

6 成果物

- ・各広告デザイン …画像データ(PDF・JPEG・PNG など)
- ・実施報告書 …紙1部

7 特記事項

- (1) 本委託で受注者において制作し納品された成果物(以下「成果物」という。)に係る著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)は、福岡市に帰属するものとする。
- (2) 受注者は、本委託の遂行(成果物を含む)にあたり、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の責任は、受注者が負うものとする。
- (3) 発注者は、成果物を、福岡市が実施する各種プロモーション活動等において活用できるとし、成果物の利用に際しては以下のとおりとする。
 - ① 発注者が成果物を利用する際、受注者の承諾は不要とする。
 - ② 発注者が成果物を利用する際、著作者名を非表示とすることができる。
 - ③ 発注者が「4 目的」の実現のために成果物を改変するときは、受注者はその改変に同意する。
- (4) 業務の履行にあたっては、発注者との連絡調整を密にし、円滑な業務遂行に努めること。
- (5) 本書に定めのない事項または定める事項に疑義が生じた場合には発注者と受注者で協議の上、定めるものとする。